

ハリントンのオシアナ共和国モデルの一研究

——『統治章典』との関係を中心に——

倉 島 隆

☆目次

第一節 序論

第二節 ハリントンのオシアナ共和国憲法モデル

〔1〕 ハリントンのオシアナ共和国憲法モデルの論点

〔2〕 オシアナ共和国憲法モデルの基本原理

〔3〕 オシアナ共和国憲法モデルの条文（全三〇条）

第三節 ハリントンのオシアナ共和国憲法モデルの背景（『統治章典』を中心に）

〔1〕 クロムウェルの護国卿制体制の成立における問題状況

〔2〕 『基本提案項目』（*The Heads of Proposals*, 1647）

[3] 『人民協約 (An agreement of the free people of England, 1649)』

[4] 『統治章典 (The Instrument of Government, 1653)』

第四節 結論

第一節 序論

われわれは、本稿においてイギリスのオリバー・クロムウェルの護国卿制期中(二六五三年から一六五六年)に共和国憲法モデル構想を書いたハリントンの政治思想を重視する。ハリントンは『オシアナ共和国』^①(以下、『オシアナ』と略記)においてその著作の三分の二以上にわたって自らのイギリス「オシアナ」憲法モデルを書き、かつ自らの革新的構想を当時の護国卿に実施するように提案するものである。われわれは、その共和国憲法モデルについて「急進」「急進主義ないし急進」的「共和主義概念を使って論じるものである。この「急進」「主義」概念は、二〇〇七年に「伝統的社会におけるラディカリズムの再評価」論文においてJ・C・デーヴィスが明確にしたものである。^③この概念は、従来からハリントンの政治思想において彼の思想が「ラディカル」という形容詞的に使用されもしたけれども、明確な概念構成によって捉えるものではなかった。デーヴィスによれば、ハリントンの共和主義は、「現存の体制に挑む」という意味で「ラディカル」と形容できるといふ。われわれは、ハリントンの主著において、クロムウェルの護国卿制体制に対し、徹底して自らの革新を訴えるものと解釈する。例えば、ハリントンは先ず、持続可能にして平和な共和国の確立を説いた。クロムウェルの憲法は、護国卿が当時の『統治章典 (The Instrument of

Government, 1653)』に基づいて、彼の議会とその評議会によって支えられる形式をとる。⁽⁴⁾しかしハリントンは、クロムウェル自身による終身制の「一人支配」や制限的議会形式などを廃止し、新憲法の樹立によって市民的自由を確保するために、徹底した「抑制と均衡の共和国」憲法の制定をクロムウェルに促すものである。

ハリントンの共和国憲法モデルは、イギリス国家の中心的な意思決定機構を含むという意味で憲法統治機構の主要要件を満たすものである。ハリントンモデルの争点にして革新を勧告するものとしての彼の憲法モデルは、現代の政治制度論によれば、たとえそれが現代民主制の十分条件を欠くとしても、制限民主制下においてハリントンらのものが単一人物による執政部（「大統領制」）対集团的執政部（「議院内閣制」）⁽⁵⁾の争点をめぐって論じ得るものでもある。例えば、前記のごとく一人の執政部としての護国卿制は、その『統治章典』によって実施された。⁽⁶⁾しかしこの護国卿制は、「一人の人物による支配」として批判の対象ともされる。極論する者によれば、護国卿制はクロムウェルの独裁であるとも批判されるものである。この護国卿制についてこの時代に関する有力な歴史家であるブレア・ウォーデンは、「一人支配（Single rule）」⁽⁷⁾の可能性を示唆するものである。とはいえ、『統治章典』が穏健な一人の執政部形式を中心として護国卿制の評議会「執政部の補佐任務をもつ」や議会の承認を規定するものであり、専制的なものではないとも論じられもする。

ハリントンの憲法構想についてわれわれは、当時の護国卿制機構がその中央権力の集中に問題があるとみなし、ハリントンの憲法モデルが市民の自由のために執政部権力を抑制することに、重点が置かれるものとみなすものである。この憲法モデルは、従来においてそうした「一人支配による専制」の抑制が課題とされた、問題設定とみなされる。この当時についてわれわれは、現代の「一人の執政部」論による大統領制モデルが想定されぬ段階にあるがゆえに、

当時の議会派の議論が、一人の執政部の専断的支配に対する議会による制限としての集団執政部を主張するものでもあると仮定する。従ってこの仮定は、幅広い議会代表を背景として、集団指導型の議院内閣制的なものをハリントンが主張すると換言するものである。

いずれにせよ、ハリントンはこうした視点から、「市民的自由のために徹底した権力の抑制と均衡」論を含むものとして自らの憲法モデルを護国卿に対して勧告するものである。ゆえにわれわれは、こうした急進的共和主義概念によつてハリントンの憲法モデルを捉えることとなる。従つて本稿は、ハリントンの憲法モデル構想の意図が当時の共和国における最高指導者に対して自らの新憲法構想を制定させ、かつ実行することを促すものであると仮定するものである。

本稿の目的は、ハリントンの憲法モデルが『統治章典』を背景とすることみなすことから発する。この『統治章典』は、ジョン・ランバート (John Lambert) が『基本提案項目 (The Heads of Proposals, 1647)』及び『人民協約 (An agreement of the free people of England, 1649)』を念頭に置きつつ、ランバートと彼の関係者によつて『統治章典』が主(8)に書かれたものと想定する。われわれは、こうした過程などを経て当時の憲法が形成され、ハリントンがそれを批判的に検討して自らの憲法モデルを構想したと主張するものである。ゆえに本稿はかくしてそれらを検討しつつ、ハリントンの共和国憲法モデルを確認することを目的とするものである。

[注]

- (1) J.G.A. Pocock, ed., *James Harrington: The Commonwealth of Oceana and A System of Politics*, Cambridge, 1992.

- (2) 例^{ベキ} J. Scott, *Commonwealth Principles*, Cambridge, 2004, p.287.
- (3) J.C. Davis, 'Afterword: Reassessing Radicalism in a Traditional Society: Two Questions', in G. Burgess et al. eds. *English Radicalism, 1550-1850*, Cambridge, 2007, pp.338-372.
- (4) S.R. Gardiner, ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660*, Oxford, 1958, pp.405-417.
- (5) 例^{ベキ} A. Liphart, ed., *Parliamentary Versus Presidential Government*, Oxford, 1992, pp.209; C. Blitzer, *An Immortal Commonwealth: The Political Thought of James Harrington*, New Heaven, 1960, p.2.
- (6) S.R. Gardiner, ed., *op. cit.*, pp.405-417.
- (7) B. Worden, *God's Instruments*, Oxford, 2012, pp.289-91.
- (8) J.P. Kenyon, ed., *The Stuart Constitution*, Cambridge, 1986, pp.268-313.

第二節 ハリントンのオシアナ共和国憲法モデル

ハリントンの共和国憲法モデルについては、われわれがその背景としての三つの憲法関連文書（『統治章典』形成との関連から他の二つについて）などを念頭に置いてしていると仮定する。それは、形式的には憲法の成文の条文形態をとり、オシアナの国家の統治機構規定を備えるものとみなす。われわれは、こうしたものを踏まえたものがハリントンの共和国憲法モデルと想定する。

われわれは本節において先ず、ハリントンの『オシアナ』共和国憲法モデルの基本構想を論点としてまとめ、それに沿った成立過程として特に、護国卿制の『統治章典』に革新を迫るものとして辿ることとなる。われわれは、ハリントンの憲法構想の主要な内容や論点について以下で示してみよう。

「1」 ハリントンのオシアナ共和国憲法モデルの論点

ハリントンの憲法モデルの基本思想は、急進的共和主義概念の下に、構想される。それは、(1)農地法による財産の階級的均衡（支配は財産の多寡に従う原理を含む）、(2)市民参加による権力抑制主義的公職輪番制（選挙と任期交代制を含む）、(3)両院制議会主権下における集団指導的議院内閣制による（政庁と四評議会を含む）執政部、(4)（職業兵士よりもむしろ主として）市民兵主義による国防制度、(5)世俗的国教制度などの構成要素からなるものである。さらにハリントンの『オシアナ』のより基本的な統治制度は、「提案する元老院、決定する代議院、及び執行する統治執政官部から構成される」⁽¹⁾ものである。われわれは、こうした基本的構成要素をもつオシアナ共和国憲法モデルが、以下のように当時の護国卿制体制に挑むものであると想定する。

即ち、ハリントンは、クロムウェルの護国卿制体制に対して、革新的改革を勧告する形式の下で、それぞれにわたって迫ることとなる。従ってわれわれは、彼の『オシアナ』憲法モデル形式に沿って彼の論点をまとめるものである。われわれは、これらの構成要素とともにハリントンのオシアナ共和国憲法モデルを使つて、急進的共和主義概念に沿って以下のごとく彼の論理を仮定してみよう。

ハリントンの憲法モデルは先ず当時の『統治章典』を主な叩き台として、自らの急進的憲法モデルを構成する。彼は、この一人の執政部に挑み、クロムウェルに対して徹底した新憲法の設立の覚悟を悟らせようとする。次に自らの急進的憲法モデルの樹立を、以下のごとく勧告する。即ち、当時の混乱したイギリス国家に平和と安定をもたらし、持続可能な政体の確立を求める。それは、農地法という一定の所得制限を設けることによって、貴族の権力の掌握を阻止し、かつジェントリー階級とその他のものとの均衡を図ることによって、階級対立を防止することを前提として、

上部構造を樹立する。それは、代議院と元老院からなる、両院制からなる議會主権体制を確立させ、かくすることによって、上部構造の階級的抑制と均衡体制を構成する。これは基本的には、多数の市民の自由や政治参加を目的とするものでもある。従ってオシアナの政治機構の多数「市民」性を表現するものが、代議院制度であり、これが最終決定権をもつ。オシアナ議會の立法過程において政策能力をもつ元老院議員「富裕階級構成」によって、容易に決議をなし得るように、この上院に提案権と討議権を与え、お膳立てする機関が元老院である。その議員の中から各種の評議会が構成され、議院内閣的な執政権をもつがゆえに、これが議院内閣制的執政権を主に担うこととなろう。さらにハリントンの憲法モデルには、一人の執政部である護国卿制度「評議会が彼を補佐する」をやめさせ、かつ公職輪番制によって議院内閣制的に選挙などによる公職任期交代制を徹底させ、執政部権力の抑制を図るものである「市民統治部門」。それは更に、護国卿制体制における強力にして多数の新型軍の常備軍体制に抗してアマチュア的市民兵主義「国防部門」によって、その縮小を勧告するものである。最後にハリントンモデルには、宗教部門が重要な要素となる。これは、良心の自由、および人間の精神の基本を構成するのに不可欠であるため、そのオシアナ憲法モデルのうちの一部分を占める。

ハリントンの共和国憲法モデルは、全三〇条から構成される。われわれは、それを憲法形式を構成するとみなす。この憲法モデルは、イギリス革命期において最も思想的にはまとまった基本的ルールの枠組みを形成するものであるため、制度思想として評価されることとなる。しかしながら、そのオシアナ憲法モデルには条文の表題項目の説明を付していなかった。これは、現代の『ハリントン政治著作集』には掲載していない。それは、前の『ハリントン著作集』の編者である、ジョン・トーランドが大まかに書き添えてあるもの^②によって、比較的に明らかとなる。われわれ

は、そのトールランド編集版を参考にして、各条文に表題項目を付す形態を採用する。

われわれは先ず、この憲法モデルの総説にして前文にあたる、二つの基本法から示し、その下の条文に論及することとなる。

「2」 オシアナ共和国憲法モデルの基本原則

われわれは、ハリントンの主著がイギリス革命期の憲法関連文書を背景としてしていると仮定してきた。従って本節は、当時の憲法文書の枠組みの中でハリントンの『オシアナ』憲法モデルを位置づけようとするために、その系統に関わる論点を提示する段階にある。ゆえにわれわれは、ハリントンのモデルの総論にして基本概念から措定する。オシアナ憲法構想の基本原則は、基本法と称せられるものである。それは二つからなり、一方が農地法であり、もう一つが公職輪番制である。

（一）基本法としての農地法

『オシアナ』において第一の基本法は、財産所有における均衡が平和にして持続的な安定を目指す平等な共和国において欠かせぬものとする。それは、「中核法ないし基本法は、農地法である」という。これは、「年間土地収入が二千ポンドに割り当てられる^③」という。この農地法は、その個人の財産所有の上限に関するものである。これをいかなる者も超えてはならぬというものである。この基本法は、古代からの国内対立における火種を摘み取ろうとして設計されることとなる。オシアナ憲法は、農地法を首位的原理とすることによって、経済的所有原理を基盤として上部構

造を据えようとするものである。

(二) 第二基本法としての公職輪番制

もう一つの基本法は、「投票が平等な選挙ないし公職輪番制によつて根本から統治「執政」官職ないし主権権力の諸部門へとこの市民に平等な活力をもたらす」というものである。⁽⁴⁾これは、ハリントンの選挙制度原理にして執政官の一定期間の任期交代制による権力の抑制原理でもある。この基本法は、それによつて市民参加を促し、かつ執政部に活力と権力の抑制を図ろうとするものである。

〔3〕 オシアナ共和国憲法モデルの条文（全三〇条）

オシアナ共和国憲法モデルが後のハリントンによる、『ロータ』や『立法の技術』において「市民」・「軍事」・「宗教」・「属州」の各部門に分け、提案されている。⁽⁵⁾主著の『オシアナ』は、形態的には、宗教部門を設けていない。しかし『オシアナ』の「要約」でハリントンは、四部門から構成されたと書いている。とはいえわれわれは、『オシアナ』においてそれらの諸部門が混然と一体化しているともみなす。ここでも本稿は、一方においてそれらの諸部門が全く一体化している局面もあるが、他方で四つの部門分類を可能とみなすこととなる。このことは、ハリントンの「軍」と「文民」と混然として一体化している局面がその象徴的なままにあると考えるものである。いずれにせよ、われわれは、彼の憲法モデルが「文民」部門を中心に規定するが、他の諸部門もその構成要素的性格をもたせるものと理解する。

従って純粹にその他の部門的性格をもつものは、数少ないが、その憲法部門として分類「宗教」と「軍事」部門を示すこととなる」することとする。

更に付け加えればこの憲法モデルは、現代における常識的な「軍人」と「文民」の区別も当然存在するが、整然とされた区別とは異なる側面もあると解釈しなければならなからう。

〈第一章〉 市民統治部門

最初の五つの条文は、オシアナ共和国の基盤的な内容を規定する。われわれは、これらをまさに市民的自由の第一義要素的な措置として示すものと解釈する。

「第一条」 市民と使用人の区分

この条文は、「民衆を自由人ないし市民、および使用人」に区分するとまず規定する。その理由として「使用人が自由に達すれば、即ち、自らが自由となり、使用人でなくなり自由人ないし市民となって生活し得るが故である^⑥」という。これは、当時の独立的でない人々に参政権を認めぬという一般的な状況と関わる。これも革命期の重要な争点の一つであろう。とはいえ、ハリントンにおいては基本的な能力面のエリート主義「元老院と執政部」が強いが、多数者主義「代議院による決定権」も説く性格をもちあわせている側面でもある。

「第二条」 青年と高年者との区分

オシアナの住民全体（女性・子供・使用人を除く）に対し、その年齢によって高年者と青年に区分けされる。青年は、十八歳から三十歳以下の者である。高年者は、三十歳以上の者と規定される。ここでは青年は、この共和国の行軍と

なるものとし、高年者は守備隊となるという。⁽⁷⁾

われわれが、ここにおいて注目せねばならないことは、文民統治には高年者に限られ、かつ青年には軍ないし国防にその任務を限定していることなのである。これはハリントンの市民兵主義の特徴を示すものであり、彼がその使命感に期待して市民兵主義を強く主張する側面でもある。従ってハリントンのそれは、軍事国家主義としての批判を招きかねない局面でもある。⁽⁸⁾

〔第三条〕 騎兵（二級市民）と歩兵（二級市民）の区別

この条文は、オシアナ市民（女性・子供・使用人を除く）を彼らの財産状態（年間所得）によって騎兵と歩兵に区分する。騎兵に属するものは、年間収入が百ポンド以上の市民であり、歩兵の所得はそれ以下の者と定められる。⁽⁹⁾

これは収入による市民の区別とされる。この区別もハリントンの経済的条件が政治の上部構造と関与させる重要な規定である。それは、ハリントンによる階級的均衡論の基盤となるものにかかわる。さらにわれわれは、それが主に市民兵主義をとるがゆえに、この兵士的地位の区別も重要な意味をもたせている側面を見逃してはなるまい。

〔第四条〕 教区・郡・および部族〔州〕

この条項は、「民衆を彼らの生活の場所に従って、教区・郡・および部族に区分する」と規定する。最大の地域区分は、以下のものである。オシアナの母国ないし領土「課税台帳・民衆の数・および地域の範囲を顧慮した」が便宜となり得るほどの正確さによって、可能な限り平等に五十の行政管区、州、ないし部族に区分するという。オシアナの最大の地方単位「州」の下に、二十ずつの郡があり、国全部で千の郡がある。その第二層である郡の下に十ずつの教区があり、合計一万の教区となると規定する。⁽¹⁰⁾

これは、主に当時のイギリスと同様にオシアナの三層制の地方行政区分全体を構成するものである。

〔第五条〕 教区、投票、及びその教区の（民衆）代表の設定

ようやくわれわれは、国政の選挙制度に関わる事項に到達している。本条は、オシアナの民会ないし代議院の議員選出の出発点として、間接選挙における教区での選挙人の選出に関わる。『オシアナ』によれば、「一二月末日に続く次の第一月曜日に、各教区の高年者は、五人のうちの一人を代表「選挙人」に選出する」¹¹。こうして開始するこの条文については、代議院代表を最も基盤的な教区から選出することが重要であるとしている。従ってそのイギリス国家の正確な人口が計算の基礎となることとなろう。ラッセル・スミスらによれば、この条文は、間接選挙により、「州全体の選挙人団として活動する各教区の投票数の五分の一の選挙」であると位置づけられる。その第二段階は、この代理人達が集まる各州の中心市において設定されたものであり、「實際上の国会の代表選挙」¹²であると理解される。

ここでの重要な論点は、国民代表が青年を除くが、当時の人口の二十分の一足らずに達することにある。¹³これは、当時よりもかなり高い参政権を要求するものにして市民の政治参加の提案である。

続く第六条を除き（或いは含め）、第七条から第十二条までは、地方当局の役職「公職」者事項と主に関わる。そしてこれらは、防衛ないし治安事項¹⁴も含む。しかしそれらは、古き地方制度的概念によって主に規定されるため、例えば、ブリッツァーによれば、新鮮味がないとも言われる。¹⁵

とはいえ本稿は、国家統治制度の比較を主に意図するため、一括して地方当局事項（もちろん、公職輪番制原理などの基本法事項も適用される）として示し、ここではその詳細を省かざるを得ない。

われわれは次の二つの条文によって、『オシアナ』の共和国憲法構想における二つの基本法事項について論及する

こととする。

〔第十三条〕 イングランド・スコットランド・およびアイルランドの農地法

「本条は、イングランド・スコットランド・およびアイルランドの農地法を構成する。農地法によつて本条文は、第一に次のようにイングランドの固有の領土内にあり、かつ存在するようなこうした土地全てについて規定する。即ち、一年に五千ポンドの所得に達するならば、彼らの間に土地を平等に分割させるか、或いは長男に残る土地の最大部分が二千ポンドを超えぬほどまで、極めて平等にかのいずれかに、分割させるものとする¹⁶⁾」という。

われわれは、ここにおいて具体的な条文によつて、ハリントンによる農地法の基本原理である、一人当たりの土地などからの所得を、二千ポンドに上限を定めることについて、三地域（イングランド・スコットランド・アイルランド）全てにおいて確認することとなる。

〔第十四条〕 選挙（ヴェネツィア方式）の一般規定

われわれは、条文の表題項目によつてここでも共和国憲法の基本法である公職輪番制の要点を具体的に確認することとなる。それは、「ヴェネツィアの投票がいくつかの変更によつて適合され、かつ各会議へと任命されるように、本共和国において選挙を与える恒常的にして第一の方法である、ヴェネツィアの投票制度を構成する」と提案される。それは主に抽選を含む間接選挙などを含意する。更に共和国の最高執政部を構成するものの選出手続がこの任期交代制とともにそこに規定される¹⁷⁾。

第十五条は、議院内閣制の名目的内閣閣僚を構成するものに関わる。それは、元老院における共和国の最高統治〔執政〕官の選出を規定する。第十六条は、その内閣に相当し、それぞれの実質的な担当省庁にあたる執政の責任を

負う、四つの主要評議会を規定する。第十七条は、常駐大使の選任や任期などを規定する。第十八条は、特別選挙ないし精査監視による選挙事項について規定し、例えば有事におけるものをはじめとして、多様な事態に備えた選挙や精査監視が規定されるものである。第十九条は、実質的な省庁活動に関する執行を扱う、主要評議会の命令ないし指令事項などが規定される。第二十条も引き続き主要評議会の議事手続方法に関する命令ないし指令事項が規定される。前記のように元老院が討議権と提案権をもち、代議院が決定権をもつことは重要な機能における両院制の分離の重要事項である。これらに関連して第二十条を含め、代議院に関わるものも規定される。¹⁸⁾

それらを含んだ第二十条から第二十三条までは、代議院における統治「高」官の選挙や権限・機能・および議事手続などが規定されるものである。¹⁹⁾第二十四条以下はその他の事項に含める場合もある。²⁰⁾しかし本稿は、あえて残りの「宗教」部門・「軍事」部門・「属州」部門・「結びの章」として章をそれぞれ設定し、分類を試みている。

われわれは、「第二十四条」元老院と代議院の属州構成」及び「第二十五条」公収入の使用と決定」の二つの条文を文民を強調する「市民統治」部門に含めてみた。²¹⁾

〈第二章〉 宗教部門

共和国の宗教部門については『オシアナ』の憲法モデルにおいて一部門として明確に設定してはいない。しかし前述のごとく、これは、ハリントンにとって重要な事項である。例えば、第六条における教区などの事項において国教会における牧師の選任事項についても示される。更に省庁事項を主導する、主要な四つの評議会の中に宗教評議会が含まれる。われわれは、こうした視点から判断して、その章を設定した。

われわれは、「[第六条] 国教の聖職叙任及び良心の自由」をまさに宗教事項として主に解釈し、この部門を設定している。というのはこの市民の良心の自由事項は、この時期が清教徒革命的側面を重視し、同時代の他の憲法や憲法改革文書の論点においても共通して規定するからである⁽²²⁾。

〈第三章〉 軍事ないし国防部門

この章も前記のごとくハリントンの憲法モデルが全体に関わる重要なものであり、市民兵主義思想としてわれわれがそれを特徴づけるものである。この部門はクロムウェルの四万五千人ないし五万人からなる職業的な常備軍の削減などを勧告するものであり、ここでは「[第二十六条] の「教育と軍事機構」及び「[第二十七条] の「緊急時規定」⁽²³⁾」をそれに含めるものである。

この後者の条文には、「[第二区分ないし編隊「ハリントンの言う市民兵（アマチュア）的常備軍」を構成する二万の歩兵と一万の騎兵」⁽²⁴⁾という表現が『統治章典』のものとの対比によって重要な論点となるものとなる。

〈第四章〉 属州部門

ハリントンの共和国論については、彼がマキャヴェッリの拡大のための共和国を選好するがゆえに、スコットランドやアイルランドが属州的に位置づけられる。従ってわれわれは、それを帝国主義論的なものとみなすが、支配従属よりも、対等的にそれを位置づけるがゆえに連邦制的に理解しようとするものである。属州部門には「[第二十八条] 属州領域の市民的構成」、「[第二十九条] 属州領域の軍事部的構成」が該当し、それぞれ国家レベルと同じ同等な公

職輪番制、農地法、市民兵主義などが適用される。⁽²⁵⁾

〈結びの章〉 結語部分

この章は、結語部分を構成し、この憲法モデルの残された事項を扱う。

それは「[第三十条] オシアナ憲法の条文全体の規定の補足（行軍などについて）」という条項である。その条文の説き起しは、聖書からの戦利品の分配に関するものによってなされる。これは、行軍に関わるものである。更にこの条文は、農地法、不滅な共和国、ゴート的事例などと幅広い事項についての説明や確認事項が示される。⁽²⁶⁾

われわれはかくして、ハリントンの憲法構想の基本概念や論点を二つの基本法、四つの部門、および三十の条文にわたって、『統治章典』における同じ特定の論点と関わるものを指定した。従ってわれわれはハリントンの憲法モデルに先立つイギリス革命期における憲法関連文書とのかかわりを辿り、それらとオシアナ憲法構想の関係を解き明かそうとするものである。

〔注〕

- (1) J. Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, Cambridge, 1977, p.174.
- (2) J. Toland, ed., *The Oceana and other works of James Harrington*, 1771, etc.
- (3) J. Harrington, *The Commonwealth of Oceana, etc.*, ed. Pocock, Cambridge, 1992, p.234.
- (4) J. Harrington, *op. cit.*, p.234.
- (5) J. Pocock, ed., 1977, *op. cit.*, pp.664-692, 807-821.

- (6) J. Harrington, 1992, *ibid.*, p.75.
- (7) *Ibid.*
- (8) *Ibid.*, pp.75-6.
- (9) *Ibid.*, p.76.
- (10) *Ibid.*, p.77.
- (11) *Ibid.*, p.78.
- (12) Russell-Smith, *Harrington and his Oceana*, New York, 1971, p.45.
- (13) C. Blitzer, *An Immortal Commonwealth*, New Heaven, 1960, p.224.
- (14) J. Harrington, 1992, *ibid.*, pp.83-101.
- (15) C. Blitzer, *op. cit.*, p.262.
- (16) J. Harrington, 1992, *ibid.*, pp.114.
- (17) *Ibid.*, pp.121-147.
- (18) *Ibid.*, pp.133-173.
- (19) *Ibid.*
- (20) *Ibid.*, pp.174-234.
- (21) *Ibid.*, pp.174-190.
- (22) *Ibid.*, pp.81-83.
- (23) *Ibid.*, pp.191-213.
- (24) *Ibid.*, p.195.
- (25) *Ibid.*, pp.214-216.
- (26) *Ibid.*, pp.216-234.

第三節 ハリントンのオシアナ共和国憲法モデルの背景（『統治章典』を中心に）

われわれは、ハリントンの共和国憲法モデルが主に当時の護国卿制体制に挑むものであることを強調した。更にハリントンが護国卿体制にそれを共和国憲法モデルによって明確に提案し、勧告することを示してきた。次にわれわれは、『オシアナ』以前におけるクロムウエルの護国卿体制の基本的枠組みをなす『統治章典』の形成過程を確認する段階にきている。従って本稿は、その関連する具体的検討文献であり、この『統治章典』の形成という最初の成文憲法の論点を背景とする、一六四七年の『基本提案項目』及び一六四九年の第三次『人民協約』との関連について、われわれの問題設定とともに、示すこととなる。

本稿は、この護国卿体制の成立時の問題状況から論及するものである。

「1」 クロムウエルの護国卿制体制の成立における問題状況

われわれにクロムウエルの『統治章典』の文脈を与えるのは、例えば、以下のバリー・カワード著『クロムウエルの護国卿制』（二〇〇二）における第一部「護国卿制と改革の追求」の第二章「クロムウエルの護国卿制の初年（二六五三年二月から二六五四年一月）」である。それは先ず「序論」において、「護国卿制は、どんな種類の体制でその存続する最初の数年期中にあったのか」と説き起こす。これは、イギリス史において「最初の成文憲法をもつ」統治であったために、その回答は「容易」であろうと説く。この『統治章典』の分析は、この「回答の重要なものの一部」^①を与えるという。とはいえこうした革命の政治変動期のものは、実際の活動状況の裏付けも必要となろう。

このカワードの章の第一節は、『統治章典』及び護国卿と彼の評議会による支配（一六五三年二月から一六五四年五月）とし、この説き起こしにおいて『統治章典』の草案過程は、秘密裡にされた」という。この草案過程について知られるものは、「極めて少ない」として未知の問題を残すという。しかしながら、『統治章典』の草案が人々に読まれる、「一六五三年二月一三日に士官評議会へのジョン・ランバートのスピーチ」について、E・ラドロの「闇の著作」説を問う理由などほとんどないように思えるのである。これは、ランバートによれば、「過去二か月間に検討中」であつたが故であるという。

このランバート（多分、同僚の軍士官の小集団の助言によつて）が「この草案過程において重要な役割を果たした」とは、ほぼ確かであろうが故である。しかし護国卿と同様に、クロムウエルの就任後、公にされた新憲法の最終版へと導かれる、「交渉後の詳細を再構成する」ことは可能ではないと言う。クロムウエルが「国王の称号を与えられるべきであるという規定」を、初期の憲法草案が含んだという想定でさえ、近年に問われている。しかし七人の士官達が「国王の名による」クロムウエルに『統治章典』をもたらしたちようど三年以上の後にも、「クロムウエルの記憶が挑まれなかつた」⁽³⁾という事実は、この提示がなされたということを示唆するものであろう。

しかし、それは、この草案が「二月一三日に士官評議会」に読まれたときまでに取り下げられていた。確かにクロムウエルが「国王オリバー」となることに対する異論は、一六五七年になるものとする如く、強力にして決定的であつたからである。次の数日中に更なる活動は「二、三人の人々によつて、頑なな方法によつて実行され、かつ密談されていた」として、憲法草案に修正がなされていたのである。その結果、『統治章典』の修正方法は、思惑事項でしかない。憲法の草案過程が完成される時期は確かでさえない。これは、二月一六日に護国卿にクロムウエルが就

任した後に、継続されていたかも知れぬ。というのは一六五四年一月二日まで印刷されなかったためである。⁽⁴⁾

ようやくわれわれは、この『統治章典』形成の関連文書事項に至っている。それがこのカワードの節において以下に示される。

『統治章典』の草案方法について大いなる不確実性が存在するが、この文書の内容に関してほとんどそうした不確実性などない。この草案者達は、一六五二年から一六五三年の残部議会の流産的『新代表法案』からと同様に、一六四〇年代後半の軍から生じる主要憲法提案（一六四七年の『基本提案項目』、および一六四九年の『人民協約』）から新憲法の詳細のうちのいくつかを直接的に明らかに引いた⁽⁵⁾からであると。

かくしてわれわれは、カワードらによって提示された、この『統治章典』がこれらの二つの憲法の形成関連文書『基本提案項目』と『人民協約』を、成文憲法の重要な成立過程に関わる要素として検討するものである。

〔注〕

- (1) B. Coward, *The Cromwellian Protectorate*, Manchester, 2002, p.24.
- (2) B. Coward, *op. cit.*, p.25.
- (3) *Ibid.*
- (4) *Ibid.*
- (5) *Ibid.*, p.26.

〔2〕『基本提案項目 (The Heads of Proposals, 1647)』

先ずわれわれは、『統治章典』の中心的草案者と言われるジョン・ランバートらに沿って護国卿制憲法の成立過程を系統立てようとする。彼は前記のように護国卿制憲法が特に、『基本提案項目』における参・政・権、君・主・権・力(単・独・人物の執政部制)の抑制、評議会の重要な任務、宗・教・的・寛・容などを参考にしたと言われる。われわれは、こうした視点から、『基本提案項目』を概観し、それに関わる『統治章典』の論点を明らかにしようとする。

周知のごとく、この『基本提案項目』という憲法提案は、議会側が自らの優勢を背景とし、かつ極めて急進的なレヴェラーズを念頭に置きつつ、チャールズ一世と和解しようとして構想されたと言われる。従ってクロムウェルらの独立派は、これによって憲法を示し、健全にして安定した穏健な体制を再構築しようとする意図をもったと想定される。

われわれは、『基本提案項目』(一六四七年八月一日付け)が構成する、その前文から確認する。

「トマス・フェアファックス卿閣下および軍評議会によって合意された『基本提案項目』は、軍とともにある議会委員達 [Commissioners of Parliament] に提出され、かつ彼らとともに、軍の委員達 [Commissioners of the Army] によって扱われる。これは、王国の権利および自由を明確化し、かつ保証し、かつ正しくして恒久的平和を定着するために、前の宣言および文書に従う、要望の詳細を含む。これに(多様に差し迫った苦情の除去および苦情の改善のため)更なる特定の要望が付け加えられ、かつ扱われるように指定された文書に含まれ、或いはそれらの必要な遂行が含まれる⁽¹⁾」。

これはきわめて簡潔な文章となっている。先ずこの文の責任者である、フェアファックス卿や軍評議会などによつ

て合意された旨を記す。次に軍の議会委員達にそれが提出されたという過程を示す。さらにこれは、そうした議会委員達とともに、軍の委員達によって取り扱われることを確認する。そしてこれは、イギリス君主制国家の権利および自由を明確化し、保障し、かつ正統的にして永続的な平和を持続させるため、前の「宣言」（一六四七年六月一四日にセント・オールバンズにある、議会に慎ましく提出された、フェアファックス卿閣下からの、そして彼の命令下の軍の「宣言なし申し立て」）および文書に従う、詳細からなる要望を含むものであるという。この「宣言」は、軍評議会宣言による拡大憲法の要求と言われ、かつこの『基本提案項目』がその再述とも位置づけられる。

いずれにせよわれわれがこの前文を更に続ければ、この中には緊々の苦情や不満の解消、そしてその治療策を施すような一層の要望を加え、かつ処理するように示された文書を含み、かつそれらを遂行する必要なものが含まれるというものである。

これは、三つの主要提案項目及び数多くの詳細項目からなる。

その主要提案項目は、次の通りである。

〈一〉「これ以後に提案されたものは、本議会によって規定される」特定期間は、（議会法によって）本議会の終了を設定できる（この特定期間は、主に一年に設定される）し、同じ議会法規定において以下のごとく、将来の議会の継続および憲法が、議会によって必要とみなされる。そしてこの可決時に前述の三年議会は、廃止される⁽³⁾」。

〈二〉「将来の議会の安全及び民兵一般に関して（そのために）、議会法によって次のように規定される」⁽⁴⁾、というものである。

これは、短すぎるがゆえに、補足が必要となる。従ってこの『基本提案項目』の二つの詳細項目を以下で確認して

みよう。その第一項は、「次の十年間期中に海陸の民兵権は、集められた両院によって命じられ、かつ扱われるものとし、かつ任命する人々によってイギリス議会及びイギリスの諸議会において集められるものとする」⁽⁵⁾となっている。これは、民兵権について議会による承認を重視するものである。

第二項はこれを受け、「前記の権限は、現存の国王権限によって、前記の期間中に、前記の王権によって以後いかなるときでも、前記の両院の助言と同意なくして、或いは任命するような議会の閉会中のこうした委員会ないし評議会の助言と同意なくして、国王から引き出される、いかなる権威によっても、いかなる単独人物によっても、或いは複数の人によつてであれ、命じられないものとし、処理されぬものとし、或いは行使されぬものとする」⁽⁶⁾となっている。

われわれは、これが国王に対する権力の抑制であるけれども、国王と同様な護国卿を「単独人物」による一人の執政部的なものとみなし、それを議会によって抑制するものと解釈するものである。これは、当時の内戦の大義「議会の役割の強化と国王大権の縮小、ないし王権の抑制」のうちのひとつと一致するものである。

〈三〉「本王国の平和と安全、ならびにアイルランドの軍務のために民兵を扱う現存形態について」⁽⁷⁾、というものである。

これについて、J・P・ケニヨン⁸は、手短に「海軍は、海軍委員の下に置かれるものとし、陸軍は、大將下に置かれるものとし、民兵は、州委員の下に置かれるものとした。国策評議會は、最初の事例において七年間、民兵を統制し、外交政策を指導し、戦争と平和に対して、議会の究極的統治に服するものとした」⁽⁸⁾と要約した。これは、適切な要約である。

われわれは、これらの下に重要な『統治章典』の形成と関連するものを付け加えよう。先ずこれは、『統治章典』の参・政・権の規定がこの年の解決すべき基本方針に含まれる。さらに、国王の「一・人・統・治」に様・々・な制・約を課し、かつ議・会・や評・議・会によつてそれを抑制していることも、その憲法に盛り込まれている。最後に宗・教・的寛・容が規定しており、これもその『統治章典』と共通したものといえよう。本項においてこうしたものを念頭に、最初の三つの条項を確認してみたい。まずわれわれは、第一の主要項目の下における幾つかの条項を取り上げる。

第一条項は、「議會が最近の議會法において三年毎の議會で形成された如く、特定の日にその確実性をもつ規定によつて二年毎に召集でき、かつ會議を行うことができる。更なる規定や他の規定は、より確かにそれ「二年毎のもの」を減じさせるため、議會によつて必要とみなされる。この可決時には前記の三年議會法は、廃止される^⑨」と示される。

これは、三年議會から二年議會へとといった頻繁な議會開催を画する大きな轉換を提案するものである。

第二条項は、「各二年議會は、一二〇日（それ自体の同意によつて間もなく延会〔adjourn〕ないし解散される以外に）確かに開催し、その後国王によつて延会でき、或いは解散でき、いかなる議會も最初の會議から二四〇日以上には開催されず、或いは他の限定数の日は、合意される。そして他の期限切れ時には、たとえ直ぐに解散されぬとしても、もちろん解散するものとする^⑩」と提案される。これは、二年議會「開催」案の詳細規定に入り、従来の国王の都合によつて解散されるものを制約するために、より頻度の高い開催期間や解散要件を設定するものである。

最後に、第三の条項に移ろう。これは、「国王は、二年毎の諸議會間における閉会期間において、国策評議會の勧告によつて特別議會を召集する。これは二年毎の選挙の法手続が決して妨げられぬ場合に、議會が次の二日毎の少

なくとも六〇日以上にわたって、開催することを条件とする^⑪」と提案される。ここでは前を受け、従来よりも議会開催の頻度を高めるためである。そしてこれは、執政上の役割を、国策評議会といった、主導的な評議会に委任しようとして、軍士官団が望む護国卿制の評議会を想起させることとなる。

かくしてわれわれは、『基本提案項目』が、当時の議会派の勝利を反映し、議会によって国王の専断的支配を抑制する性格が随所に垣間見られる。更にこれは、基本法的立憲主義を採用する限りにおいて、『統治章典』が従っているものである。確かにこの『基本提案項目』は、『人民協約』も議会派のものであるが、後者が君主統治を想定せず、かつ男子普通選挙制を構想するほど急進的な方針をとるけれども、前者がとらぬ側面などにおいて、急進的ではない。この『基本提案項目』は、一人の専断的支配を議会や評議会によって抑制しようとする、保守的な立憲主義路線をとっている側面において『統治章典』の参考となっていよう。しかしながら、君主制的要素である『統治章典』の護国卿と評議会の終身制は、国王の任期なしと重なっており、『オシアナ』との決定的な相異も残す。

[注]

- (1) S.M. Gardiner, ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660*, Oxford, 1958, p.316.
- (2) J.P. Kenyon, ed., *The Stuart Constitution: Documents and Commentary*, Cambridge, 1986, pp.263-268.
- (3) S.M. Gardiner, ed., *op. cit.*, p.316.
- (4) *Ibid.*, p.318.
- (5) *Ibid.*, pp.318-319.
- (6) *Ibid.*, p.319.

- (7) *Ibid.*
- (8) J.P. Kenyon, ed., *op. cit.*, p.271.
- (9) Gardiner, ed., *ibid.*, p.319.
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*, pp.319-320.

[3] 『人民協約 (An agreement of the free people of England, 1649)』

本項において『人民協約』[本項に限り、以下『協約』と略記]が『統治章典』の形成の背景として重視するのは、このイギリス革命という政治変動期において穏健派である独立派および急進派であるレヴェラーズという、議会派内部の権力闘争の局面から発する。ハリントンはある意味では、革命を成し遂げようとする陣営における者とは距離を置くけれども、かつそうした議会派の思想をもつが、思想傾向や現実の政治状況との背景に関わりを持つ人物であるがゆえに、この権力闘争局面も考慮しなければならぬ。われわれは、ハリントンの憲法モデルが、現実の体制に挑み、かつ論理的に憲法論議を捉えようとしてもいるが故に『統治章典』の形成と関わる『協約』の内容の検証が必要である。

ハリントンとその共和国憲法モデルの背景ないし彼のその主著の成立過程を論じる前に、ハリントンが後に『協約』をアナーキーとして批判するものを書いたため、直接的にはこの要点に言及してみよう。ハリントンの『協約』観は、レヴェラーズのアナーキー性と題されるものであった。ハリントンは先ず、自らの両院制による階級均衡型モデルを支柱とする立場によって『協約』を批判する。『協約』が、四百人構成の一院制論、議員任期の二年という短

さ、民衆の抵抗権の容認、主権の分割説、移動の自由のため、民兵の居住地制度に関する混乱的性格などを攻撃するものであった。⁽¹⁾とはいえハリントンとレヴェエラーズとの共通点も多い。『協約』は、議・会・主・権の・主・張、市・民・参・加・権の・拡・大、宗・教・的・寛・容、公・職・輪・番・制、執・政・部・の・抑・制、基・本・法・的・成・文・憲・法・主・義などを含むものである。われわれは、両者が現体制に挑むと言う意味において急進的共和主義思想範疇に入れようとするものである。

さてわれわれは、本題に戻らねばならぬ。ここでは護国卿制体制憲法の主要な草案者である前記のジョン・ランバートの意図に関わる。彼は、前記のごとく『統治章典』の起草時には、クロムウェルを国王に就けようとする指導層内部に反対して、共和主義の立場から『統治章典』を構想したと言われる。⁽²⁾こうした背景からわれわれは、『協約』を明確な共和制であるとし、かつ『基本提案項目』を議会派の穏健な一人支配の抑制型論として位置づけたこと⁽³⁾に関わる。これは、前記のごとく形式論としても両方とも成文憲法式の条文形態をなし、それなりの説得力を有するとみなされる。さらに言えば、『協約』は、レヴェエラーズが、もともとその『基本提案項目』における立憲君主制に⁽⁴⁾対して、共和制的憲法改革案を提示したものである。従ってわれわれは、『協約』がハリントンの憲法モデルとかなり一致する側面ももつと理解するものである。

早速、われわれは、憲法形式をなす『協約』の特徴に論及してみよう。

この『協約』は周知のごとく、一六四七年、一六四八年、一六四九年と三回にわたって発表された。⁽⁵⁾ここでは三つの『協約』が基本的には急進的共和主義思想として共通しているとみなす。更に前の二つの『協約』よりも男子普通選挙制について明確な規定を示す、第三次のそれを俎上に載せて論及することとしたい。これは、全三十条からなる。⁽⁶⁾まずその表題を手短に説明するものは、「一六四九年五月一日において、ロンドン塔の囚人達である、ジョン・リ

ルバーン中佐、ウィリアム・ウォルウィン氏、トマス・プリンス氏、およびリチャード・オーバートン氏によって、この圧迫された国民（nation）に平和を与えるものとして提出された、イギリスの自由な『協約』⁽⁷⁾と示される。これは、既に独立派が権力闘争においてレヴェラーズに対して主導権を得たが、その敗者となった、レヴェラーズの指導者達による憲法提案である。ここでも彼らは、独立派より広範な民衆にそれを訴えようとする点において、急進的性情を示し、かつ新しく主導権を握ったものに対してさえ、頑なに挑むものである。われわれは先ず、その全三十条からなる、『協約』の主張の基本を表現する最初の四つの条項によって論及を開始する。その第一条は、以下のごとく長文となっている。

「イギリス、及びそこに組み込まれた領土の最高権（supreme authority）は、四〇〇「それ以上ではない」のみからなる民衆代表にあり、かつ今後民衆代表（a Representative of the People）にあるものとする。彼らの選択において（自然権「natural right」によつて）二二歳以上の年齢の男子全て（使用人でもなく、施し物を受けず、かつ武装して先の国王に加担せず、自発的に加担しなかった者）は、自ら参政権をもち、かつその最高の信託にある地位に選出されることが出来るものとする（国王に加担した者は、十年間に限って「参政権を」もつことができない）。国家の各々の諸地域、いくつかの選挙場所、参政権を得かつそれをなす方式に、比例し得る前記の四〇〇人の議員配分に関するものは全て、彼らの報酬と同様に、選挙時の平等な手続によつて完遂する性向をもつ状況全々とともに、次期の民衆「代表」議会がここで明らかにされるとき、安全を満たす要件としてできるような、類により、こうした本議会によつて解決される」⁽⁸⁾。

これがその第一条である。それは、急進的提案として後に最も高い評価に値する条文を含む。それが男子普通選挙制の提案である。それを構成するものが一院制代表議会であり、それが最高であるという議会主権説となるものである。

る。

引き続きわれわれはその第二条を確認する。「四〇〇人の議員のうちの二〇〇人（にしてそれ以下ではない）は、要件をもつ代表と認められ、かつその代表とみなすものとする。議員が有する主要な権利は、この国家（nation）に決議をなすものとする。議会議場および議長の選択は、代表の性質をもつ他の状況によって本議会代表及び次期代表の配慮に委ねられる⁽⁹⁾」。

ここではさらに、全四百の議員のうちの半数を重要なものとして要件を与え、より重要な決議権を与えることを提案することとなる。しかし次期の議事の詳細事項は、次の代表議会に委ねるものとされる。

更にこの『協約』提案は、これを受け、官吏事項へと移る。

「この議会の配慮の趣旨によって全ての公官吏は確かに、責任を負うものとする。腐敗した利益を維持するようになされれば、いかなる党派も、軍や守備隊における有給将校も、公金の財務官吏も公金の受領者も、代表議員（その現職にある者であろうとも）に選出されぬものとする。たとえいかなるときであれ、法律家が選出されるとしても、そうした議員は、任期中に法律家としての実務を実行し得ぬものとする⁽¹⁰⁾」。

これは第二条を受け、こうした最高議会の主な決議に従って、この国家官吏（議員）が行政任務の執行を行い、もし腐敗をなせば、議員には選出されぬものとされる。さらにここで注目すべきは、ハリントンと同じく法律家に独立性の性質を認めぬごとく、法律家の実務に就く者が公務と兼務し得ぬとみなし、それを規定することである。これらは、『オシアナ』の公職輪番制と共通し、その権力の抑制の典型的要素も提案するものである。

更にこの『協約』は、第三条を受け、第四条を次のように規定する。

「現職の議會議員は、次期代表議会に選出できぬ。次期代表議會議員は、すぐに継続して代表に選出できぬものとする。しかしこうした議員は、自由に選出され、次期代表議会が中に入るものとする。如何なる代表議會議員も、有給者、財務官、或いはその雇用期間中に他の官吏となされぬものとする」⁽¹¹⁾。

ここにおいて『協約』は、公職輪番制的要素を更に継続し、かつ議員の官吏職との兼任禁止も提案する。いずれにせよわれわれは、第三次『協約』に関する限り、統治機構としての明確な執政部の役割規定が抽象的にしか示されず、部分的に「公官吏」(第三条⁽¹²⁾)、「当局」(第五条⁽¹³⁾)、「国策評議会・議員からなる委員会」(第八条⁽¹⁴⁾)、「執政官」(第十四条⁽¹⁵⁾)などという概念が登場するけれども、限定されるのみで具体的人数を含む何らの重要性を果たす構造も規定されぬ。従つてこれは、ハリントンが批判するように、基本的な統治機構規定を欠き、「アナーキー」と呼ばれる傾向も帯びる。

しかし『協約』のその他において、裁・判・宗・教・的・自・由・、税・制・な・ど・に・つ・い・て、むしろ『オシアナ』よりも、詳細規定が提案されていることも確かである。

最後にわれわれは、当局に対する『オシアナ』の主要な勧告の一つである、軍・部・門・に・関・わ・る『協約』規定に論及してみよう。それは、第二十九条におけるものである。

「われわれは、いかなる軍隊も差し当たり、代表議会がこの議会による以外に徴兵するとき、以下のルールを正確に遵守することを宣言し、かつ合意する。即ち、徴兵される人々の全体数に従つて、適切な比率の徴兵・調達・合意・及び支払いを、各特定の州・市・町・及び自治市に割り当てると。議会は、各々の場所における代表議會議員選挙人に対し、編隊 [regiments]・部隊 [troops]・歩兵中隊 [companies] に所属する全ての士官 [officials] を指名し、

かつ任命し、かつ將軍ならびに將官のみの指名、および共和国の安全・平和・自由のために必要と思えるどんな軍務にも彼らの命令・規制・ならびに指揮を、代表議会に保つことによつて、彼らが知るごとく、彼ら「上記の軍幹部」を除く自由を与えるものとする。⁽¹⁶⁾——」。

この条文は、『オシアナ』がある意味で政軍関係に関して、一体的であるが、『協約』において文民統制的に理解が可能であり、後者がより急進的局面を示すものである。しかし、ここにおいて留意せねばならないのは、革命ないし内戦という武力を伴う状況を勘案する必要があるということである。とはいえ、ここではそれが軍ないし国防上の事項であるため、『オシアナ』との比較上、用語がほぼ共通するものとなる。さらに両者とも力が正義を生まぬという原則に沿つて提案されるものと理解できる。われわれは、こうした視点から『オシアナ』が『協約』のそれを念頭においているとする想定も可能であろう。特にわれわれは、ハリントンがクロムウエルの『統治章典』の強力な護国卿制体制に挑む市民兵主義思想をもつがゆえに、当時の国防論を確認するからである。

[注]

- (1) J. Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, Cambridge, 1977, pp.656-658; A.S.P. Woodhouse, *Puritanism and Liberty*, London, 1951, pp.355-367.
- (2) B. Coward, *The Cromwellian Protectorate*, Manchester, 2002, pp.7, 25.
- (3) B. Coward, *op. cit.*, p.26.
- (4) J. Scott, *Commonwealth Principles*, Cambridge, 2004, p.288.
- (5) S.R. Gardiner, ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660*, Oxford, 1958, pp.333-5, 359-

371; A. Sharp, ed., *The English Levellers*, Cambridge, 1999, pp.168-178.

- (6) A. Sharp, ed., *op. cit.*, pp.168-178.
- (7) *Ibid.*, p.168.
- (8) *Ibid.*, pp.170-171.
- (9) *Ibid.*, p.171.
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*
- (12) *Ibid.*
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*
- (15) *Ibid.*, p.173.
- (16) *Ibid.*, pp.176-177.

[4] 『統治章典 (The Instrument of Government, 1653)』

われわれは、ハリントンの『オシアナ』の憲法モデルがクロムウエルの護国卿制を粹づける『統治章典』(本項に限り、以下『章典』と略記)を前提として構成されたと仮定している。例えば、J・スコットは、自らの『共和国原理』において「統治モデルとしての『オシアナ』は、軍と連繫される、当時の憲法形成史に寄与した。『章典』以前に最も重要な青写真は、『基本提案項目 (二六四七)』であった。『基本提案項目』は、勝利した議会派の『ニューキャッスル提案』に対するライバルであった。それは、この結果、レヴェラーズの三つの『人民協約』によって続けられた。

われわれは、——ハリントンによる第二次『人民協約』の見解に出くわした⁽¹⁾』として両方の関連を確認している。

更にわれわれは、『章典』形成と『基本提案項目』との関連を強調する論者のものによって、それを確認してみよう。それは、前述のJ・P・ケニヨンによるものである。「『章典』は、一六四七年の『基本提案項目』を極めて異なった状況下で、関連づけようと転換を試みる、実際的にして手際のない文書であった⁽²⁾』という。

われわれはかくしてこうした背景の下で、『章典』形成までの『基本提案項目』と『人民協約』の関連を系統立てようと試みてきた。本項はこの護国卿制憲法について、全体的に検討する段階に達している。この憲法は、全四二条からなる⁽³⁾。

『章典』は、「イングランド、スコットランド、ならびにアイルランド、およびこれらに属する領土からなる、共和国統治『章典』(The Government of the Commonwealth)「一六五三年二月一日」⁽⁴⁾」と称されるものである。

われわれは先ず、最初の条文において一人支配型の護国卿制から確認する。B・ウォーデンによれば、一六四九年の君主制廃止法が「いかなる単一人物」の支配も禁じまし、逆に『章典』のそれは同じものをクロムウェルにもたらし⁽⁵⁾たと皮肉る。即ち、「第一条」は、「こうしたイングランド——共和国統治の最高立法権 (supreme legislative authority) は、一人の人物 (one person) および議会に集められる人々にあり、こうした人々からなる。そうした人物のスタイルは、イングランド、スコットランド、ならびにアイルランドから構成する共和国の護国卿 (Lord Protector) となる⁽⁶⁾」と規定される。もちろんその文脈は異なるが、集団型というよりもむしろ、一人型の執政部を強調する点は、君主制と同一である。確かにそれは、議会とともに立法主権を担うことを謳うけれども、先ずここに護国卿制について強権的なものとしての懷疑が持たれることとなる。これは、ハリントンによる徹底した公職輪番制を

含む集团的執政部類型である、議院内閣制の主張と対立するものである。

次の「第二条」もそれを受ける。これは、「前記の諸国 (countries) ならびに領土、およびこうした民衆 (the people) に対する執政部長官 (chief executive)、そして統治行政の行使は、評議会 (council) によって補佐される、護国卿にあるものとする。評議会の人数は、二一人を超えず、一三人を下回らぬ」⁽⁷⁾ものとする。

この条文は、イギリスの共和国の執政部の権力行使が一人の執政部を前提とし、かつ君主制の単一人物の執政部類型に間違いなく入る特質を明らかにする。さらにハリントンの事実上の執政部を構成する『オシアナ』の四つの主要評議会に相当するもの「評議会」は、それぞれ十三人から二十一人に限定していることも、一人の執政部とともに、『章典』において権力の集中性に重点が置かれるものであろう。

われわれは、次に『章典』の草案者「軍士官」達が『基本提案項目』よりも広範に評議会権限を扱った側面も一人の護国卿執政部型と併せて確認する。

「第三条」は、「議会の権威 (Authority of Parliament) によって」として国王・貴族・及びコモンズと言った古来の立憲制的な三位一体型立法主権を想起させる概念を引きつつ、「イングラントの自由の保有者の名と方式のもとで運営」[指揮]する、召喚・過程・任命 (Commissions)・特許・授与金および他のものは、護国卿の名と方式のもとで運営する。この護国卿から将来、前記の三国における統治官職および名誉全てが引き出されるものとする⁽⁸⁾と規定する。それは、共和制というものを除けば、中世型混合政体論における君主の執政部を想起させる。「護国卿は恩赦権 (殺人罪と大逆罪を除く) ならびに公共の使用 (public use) のために全ての没収便益権をもつ。護国卿は、この評議会の助言によって、かつこれらの本文 (presents) ならびに法に従って、万事における前記の諸国 (countries) や領土を統

治する^⑨」とし、一人「大統領」を補佐する評議会に近い内閣制や支配などもイメージさせるものであろう。

更に加えて、護国卿とともに執政部を補佐する評議会について、「第四条」は「護国卿及び開催する議会は、三国の平和と利益のために、海・陸軍の同意によって、民兵（militia）と軍を扱い、かつ命令する。護国卿は、評議会的主要部の者の助言と同意によって議会閉会期中に前記の目的のために、民兵を治め、かつ命令する^⑩」として、平和を目指すために、軍ないし国防部門の統率者として護国卿がその指揮をとり、かつ議会のインターバル期においても評議会と連繫して行うとするものである。

この『章典』は、評議会が「第二六条」においてその評議会評議員の任命についても主要権限をもつと命じた^⑪と定めてもいる。

とはいえわれわれは、一人の執政部としての護国卿の規定を更に確認することとなる。それは、「第五条」である。即ち、「護国卿は、前記の助言によって外国の国王・君主・ならびに共和国との適切な書簡の管理および保有に関わる、あらゆることについて指導するものとする。護国卿は、評議会主要部の者の同意によって戦争を宣言し、かつ和平を締結する権限をもつ^⑫」と規定する。

「第六条」は、「法は、第三十条においても明らかにされるものを除き、議会の共通の同意によること以外に、変更も中断も、かつ無効とされぬものとし、かついかなる新法も形成されず、いかなる課税も費用も、かつ賦課金も、民衆になされない^⑬」と定める。

この条項は、議会の同意を除き、法の変更、新法の形成、および課税などもできぬとし、その憲法条項の遵守の重要性を強調しようとする。

『章典』の草案者達は、議会不信も抱くが、以下の二つの条文などにおいて、定期的な議会の開催を規定する。

「第七条」は、「議会は、一六五四年九月三日にウェストミンスターに開催のため招集される。議会は継続的に、三年毎に招集するものとし、本議会の解散から数えられる¹⁴」と定める。

この条文は、三年議会法に沿って、議会を規定するものである。しかしこの議会は、二院制を導入していない点において、ハリントンが徹底して主張する、両院制と異なる。

更に「第八条」は、「次に議会は、第一回の開催日から数えて五カ月の期間超えては招集されず、いかなる継続議会も、議会自体の同意なくして、延会も閉会も解散もされない¹⁵」と規定する。この条文は、前条を受け、それぞれ少なくとも五カ月以上の開催を認めないものとする。更にこれは、その同意なくして議会の解散を違法とさせる。これは、第十一条においても関連させて規定する。即ち、その条項は、「護国卿が議会招集令状を発し得ない場合には、国璽委員達が発する¹⁶」という主旨を定める。

これが二年毎の議会開催を規定する『基本提案項目』よりも保守的であるのは、三年毎の開催などとするからである。

「第九条」は、「他の全ての継続議会と同様に、次期議会は今後、明らかにされる方法で、招集され、かつ選出される。即ち、議会に出席し、かつ仕える、イングリランド、ウェールズ、ジャージー島、グルンジー島の州、ならびにベリック・アポン・トウィードの町において選出される人々は、四百人とし、この四百人を超えぬものとする。議会に出席し、かつ仕えるスコットランド内で選出される人々は、三十人を超えぬものとする。アイルランドの選挙区の議会議員として選出される人々は、三十人とし、三十人を超えぬものとする¹⁷」と定める。

この条項は、まさにレヴェラーズが最も評価される選挙制度に関わり、特に代議院の定数について基本的に四百人を限度とするものである。ただし『章典』は、六十人のみが、『人民協約』より多くなる。しかしこれは、ハリントンが、代議院を自らの千五十人とし、これと比較して『人民協約』を過小代表として批判するものに関わる。とはいえ『章典』は、レヴェラーズの一院制の議員数提案と類似する。

『第二〇条』は、「イングランド、ウェールズ、ジャージー島、グルンジー島の州、ならびにベリック・アポン・トウィードの町、およびこうした同じものの内部の場所全てのために議会に選出される人々は、その比率、および今後明らかにされる数に従ってなるものとする。即ち、四百人が以下の一覧表『省略』に従ってなる。

スコットランドとアイルランド、ならびにいくつかの州、都市、およびその場所の選挙区から選出される人々の配分は、次期議会のための召集令状を送付する前に、護国卿と評議会の主要部によって合意され、かつ宣せられるような比率や数に従う」と規定する。

この条文は長い一覧表によって示されているが、特にその文書には掲載されていないものがある。ケニヨンによれば、「廃れた選挙区『自治市』が廃止され、より多くのものは、一議員に一人ずつそれぞれとして変えられ、かつかくしてつくられた余剰な議席のうちのいくつかが諸州間で再配分される⁽¹⁸⁾」と付け加えている。これは、人口が減少した地域のを廃止し、かつそれに代わって人口が増加した州に定数を増員するという主旨のものである。

これは、社会の変化に伴う、人口の変化に従い、議員定数を地域選挙区毎に見直し、かつ是正することを含意する。次にわれわれは、『章典』において議会権限が限定された条文を確認する。というのは議会は、執政権を奪われたばかりでなく、新憲法の『第二四条』によって議会に与えられた立法権よりも多く制限されたからである。先ず『第

「二四条」から論及してみよう。それは「議会によって合意された法案すべては、護国卿に対して、護国卿の同意によって示される。護国卿は、法案が護国卿が自ら提示され、或いは限定時間内で、議会に満足を与える二〇日以内で、議会に護国卿の同意を与えず、かつ満足を与えぬ議会開催時には、こうした法案は、護国卿が議会に自らの同意を与えぬものとするが、法として成立し、法となる。これはそうした法案がその条文に含まれる事項とは逆に、この条文をそれに含まれぬことを条件¹⁹⁾とする。

この含意は、次のように極めて明らかであった。即ち、もし法案がこの『章典』に反して問題事項を含めるならば、護国卿は最終的な立法拒否権をもったというものである。

さらに次の三つの条文は、議会の独立権限を制限する。

先ず「第三〇条」は、護国卿と評議会に、最初の議会が開催される前に立法権を与えた。この立法権は、護国卿と評議会によって、精力的に行使された権限である。²⁰⁾これもランバートらの将校が議会に不信感を抱き、議会権限を縮小しようとすることに関わる。

次に「第一二条」は、「選挙の日と場所において、各州の長官 (Sheriff)、並びに彼らの都市、町、自治市、およびその選挙場所の上記の市長、州の長官、州の長官代理 (Baillie)、そして他の長達 (head officers) は、それぞれ前記の選挙の投開票を管理する。一方で彼らは、選出者と、他方で選挙人との間において、彼らの印章 (seals) 下で、より多数の選挙人によって選出された人々の投開票の結果報告を、上記の選挙の二〇日後以内に大法官府にする。ここにおいて選出された人々がかくして一人の人物、および議会において決着されるようには、統治 (government) を変更する権限をもたぬことが含まれる²¹⁾」と規定する。

ここでの首長の名称は、ハリントンの憲法モデルとかなり共通している。とはいえこの選挙管理について、『オシアナ』が公職輪番制によって理想主義的にして自動機械的な性質をもつ。これと比較して、『章典』のものは、より特定のにして、責任の所在が明確な性質も持つといえる。しかし、予想される困難が存在する。選挙管理官達は、選挙人達のために次のことが証明される必要があった。即ち、それが単独の人物、ならびに議会でかくして決定される如く、統治「章典」の変更権も有せぬことを規定することを。ここでのわれわれの関心は、議会の独立権限であるがゆえに、最後の新憲法を修正する議会権限を未然に防止しようとするにある。

最後の議会のそれを制限する条文は前記のように、第七条の「三年毎の議会開催」と第八条「議会が五か月間の出席」による開催」のみの後に、護国卿と評議会に解散権が与えられたというものである。この議会の最大の開催期間限度については、『基本提案項目』が二百四十日間で、『人民協約』が六ヶ月間であった。つまり『章典』は、この二つの文書よりも議会開催期間を短く制限し、議会の権限が抑えられることとなる。

かくしてこの護国卿制の設計者達は、議会に対する不信感をもつことによってその議会の独立的権限を縮小したのである。⁽²²⁾『章典』は、ハリントンが議会の主権を、全体的に執政部よりも上に据えるものと異なる。

「第二三条」は、「州の長官 (Sheriffs)」が自らの義務を無視すれば、罰せられるとして、ケニヨンによってその長官の権限の縮減が示される。⁽²³⁾

これらも、ハリントンにおいて罰則規定が少なめであることと比較すれば、より多いし、当時の変動期において軍将校達の意向が反映されている一面であろう。

「第二四条」は、選挙規定に関わる。それは「一六四一年一月一日以来、議会に抗して如何なる戦争においても支

援したり、助言したり、助けたり、或いは教唆したりした人や人々は全て（ゆえに議会の議事任務にあつたり、かつ議会にそのよき情感の標となる証拠が与えられる場合を除き）、次期の議会に、或いは三期連続して仕える、いかなる議會議員選挙においても選出できず、かついかなる投票も与えることができない⁽²⁴⁾と規定される。

これは先ず、内戦という武力衝突的局面から説き起こされる。それに基づき、投票参加権が除かれる者の条件を示すものである。

いずれにせよこれらの『章典』における執政部の中心主義は、ハリントンの両院制の議会主権による執政部の権力抑制主義とはきわめて異なる。それは、この憲法との入れ替えがハリントンという共和主義者に迫られることとなる。

「第二五条」は、前の条文と関わり、特にアイルランドの反乱に関連して規定する。これは、「アイルランドの反乱に助言し、それを助け、或いは教唆したような者も同様に、議会に選出されたり、或いは仕える如何なる議會議員選挙にも投票を与えることが恒久的にできない⁽²⁵⁾」と示す。

この条項は、当時のアイルランドの反乱ないしその鎮圧などによって相互に悪化した関係がアイルランドに悲惨をもたらしたため、その敵対関係者を処罰する目的でかくして規定されるものである。

続く「第一六条」は、「投票権をもたぬ者が投票する場合には重罰が科せられる⁽²⁶⁾」という罰則条項である。これは、政治参加資格のない者に対する嚴罰主義を示す。

しかしこの条項は、別な視野から判断すれば、選挙の実施を重要視するものでもある。

「第二七条」は、「例えば、議會議員として選出される人々は、神を畏れる品格で知られ、かつ適切な会話力を持ち、かつ二一歳になった人々（こうした人々のみ）である⁽²⁷⁾」と定める。

こうした条項は、品格の高さを議員として強調するものであり、エリート主義的要件を求めるものである。これらは、ハリントンの憲法モデルにおける元老院議員と共通するものである。従ってこれは、議員の資質を重んじる、より威信的視点である。

「第一八条」は、「参政権の財産所有要件」規定である。それは、「二百ポンドの価値がある、如何なる財産 [estates] (不動産²⁷とあれ動産であれ) も自らの使用のために占有し、或いは所有する (そして前記の例外に入らぬもの) 全ての者にして各人は、諸州選挙区の議会 [Parliament] 議員に選出できる⁽²⁸⁾」と定められる。

これは、ハリントンにおける農地法および参政権に関わる。先ずハリントンは、百ポンドの年間所得者を境界とするが、それ以下の市民にも参政権を与え、かつ両方の階級的均衡をはかり、長期的に持続可能な共和国を構想するものであった。これに対して『章典』は、二百ポンドの年間所得者を財産所有者としており、より高いハードルを設定し、参政権が、かなり制限されるものである。これに対峙するハリントンのものは、より多くの参政権を自らの憲法モデルによって要求するものとなる。

「第二九条」は、「前記の第一一条下で護国卿が召喚状を発し得なかったケースについて、国璽委員が大逆罪に責任をもつ⁽²⁹⁾」と示され、国璽委員の任務が規定されるものである。

ここで『章典』においては、ハリントンのオシアナ共和国憲法モデルの執政部の役割と比較してみると、この同じ国璽委員の任務に象徴される如く、類似する。

「第二〇条」は、主要規定の補完的なものである。これは「召集令状が発せられない場合に、選挙はそれにもかかわらず、選挙管理委員によって行われる⁽³⁰⁾」というものである。たとえば選挙において召集令状が出されないとしても、

選挙管理委員によって選挙が執り行われ旨を規定する。

ハリントンの憲法モデルは、公職輪番制によって自動的に選挙手続が規定されるため、この特定の条項のごとく、選挙管理者に関して設けるのとは異なる。

「第二一条」は、「差し当たり、大法官府の共和国書記と呼ばれる書記（書記およびこの任務を後に執行する他のもの全ての選挙結果を）が集計し、次期議会および二期連続して二年議会には、こうした選挙の翌日後に、かくして選出された幾人かの人々、および一被選出者と複数の被選出者がそれぞれ評議会に選出される場所名を認証する。

こうして選出された者は、前記の選挙結果を熟読し、かくして選出された人々が資格要件と一致でき、かつ選出し得るかどうかを検討する。かくして選出され、かつ可能であるとは限らぬが、前記のように要件が満たされるように評議会の主要部の者によって是認される各人や人々が議員とみなされ、かつ議会に出席すること（それ以外ではない）が認められる⁽³¹⁾と規定される。

ここでは選挙管理上の事務手続事項に関わる。この国政議会の選挙を管理する部署が大法官府であり、書記がその実際の集計などを扱うと規定するものである。それを確認し、精査するものが評議会であり、これによって正式に選出者が公認される経路を定めるものである。

これも、ハリントンのものと比較すれば、評議会の任務としており、権限が多く評議会に集中している側面を示そう。権限の評議会への集中は、ランバートらの士官グループによる『章典』形成に対する影響力の強さを示すものである。

「第二二条」は、「前記の方法によってかくして、選出され、かつ集められる人々ないし彼らのうちの六〇人は、イ

ングランド・スコットランド・ならびにアイルランドからなる議会とし、かつそうした議会とみなされる。最高立法権は、ここで明らかにされた方法によって護国卿とこの議会にあるものとし、かつそのようになるものとする⁽³²⁾と規定する。

この条文においても、立法主権事項も護国卿という一人の執政部を中心としたものからとともに規定され、ハリントンの執政部ではこのような特定の元首名を規定しない論述提案となっている。

「第二三条」は、「護国卿は、評議会の主要部の助言によって、以前に明らかにされるのとは別なとき（国家に欠かせぬことが必要なとき）、明らかにされる前の方法で議会を招集する。議会は、その三つの国からなる議会の開催の最初の三カ月期中に、議員の同意なくして延会とされず、開会とされず、或いは解散とされぬ。議会は外国との将来の戦争がある場合に、直ちに同じもの「護国卿に関わる国家の不可避の事項」について評議会の主要部の助言により招集する⁽³³⁾」と定められる。

この条文は、有事における議会の開催事項に関わる。これらも一人執政部とその内閣といった大統領制的内容を示し、かつ強力な執政部のそれを想起させる議会手続を規定する。当然ながら、ハリントンのオシアナモデルも有事法を設定しているが、ハリントンによる徹底した執政部に対する抑制型と異なる。

「第二五条」は、以下のごとくである。即ち、「H・ロレンス「郷土」（J・ランバート、C・フリートウッド、P・スキップン、J・デズバラ、E・モンターギユ、W・シデナム、P・シドニー〈ライル子爵〉、A・A・クーパー卿、C・ウルズリー卿、G・ピッカリング卿、F・ラウス、R・メイジャー、およびW・ストリックランド」ら一五人の名が掲載される）、ないし一五人のうちの七人は、本文に明らかにされた目的のために、評議会 [council] 評議員となる。議会 [Parliament]

は、議員のうちの誰かが死去ないし除外されるものがあることに關して、能力があり、品格をもち、かつ神を畏れる六人を指名する。そのうちから評議会の主要部の者は、二人を選出し、かつ護国卿に彼らを提示し、彼らのうちの一人を護国卿は、選出する。もし議会がこの選出について彼らに与えられる通知の二〇日後以内に指名されなければ、評議会の残りの者は、あたかも彼らの数が十全であつたかのごとく、前記のように三人を護国卿に指名する。護国卿は、彼らの中からその空席を補充する³⁴」。

ここにおいて前記のように、ランバートらが強調する一人の執政部を補完する内閣に相当する一五人評議会事項がある。ここでのものは、国策評議會を指し、その執政権を抑制するものとして設計された。しかしその一五人は、ここではほぼ名が特定され、かつその空席時には評議会の指導に明らかに委ねられる、厄介な方式によつて満たされるものであつた。

ここでもオシアナの執政部と比較すれば、議會を抑制する、『章典』における強い執政部全体への権力の集中度が示される。

「第二六条」は、「護国卿と前記の評議會 [Council] の主要部の者は、次の議會會議以前のいかなる時であれ、評議會評議員数のうちの者がかくすることによつて、二一人を超えず、かつゆえにその客足数が護国卿と評議會主要部によつて比例されるときに、彼らが適切とみなす人々を評議會に加える³⁵」と規定される。

この条文は、評議會補充事項に關わる。その数的上限を二一人と定め、かつその決議に必要な最低限度の客足数がその評議會を含めた拡大執政部数に比例したものとした場合に、それが承認されるというものである。これもハリントンのモデルの執政部「四つの主要評議會（評議員は元老院議員）」と比較すれば、数的に限定されるため『章典』

における権力の集中性を含意する。

「第二七条」「政府の恒常的年間収入は、国防 [defense] とその安全保障 [security] のため、かつ海上護衛のため
に好都合な艦隊数のため、イングランド・スコットランド・およびアイルランドにおいて一万の騎兵、ならびに重騎
兵連隊所属騎兵、そして二万の歩兵維持のために徴兵され、定着され、かつ確立される。

その他に、裁判行政の他の必要な歳出、ならびに他の政府歳出を支出するため、年間二十万ポンドという、政府の
歳入は課税によつて徴収され、かつ護国卿及び評議会によつて合意されるような方法、および手段によつて徴収され
るものとする。そして政府の歳入は、取り去られもせず減じられもせず、かつその方法が変更される同じものを徴収
するために、合意され、護国卿および評議会の同意によつて徴収されるものとする³⁶⁾」。

この条項はいわゆる軍事財政国家的制度化に関わり、特に海軍「を含む」のこうした制度化を示すものである。更
にこれは、ハリントンが特に、護国卿制の五万「実際には四万五千人程度」ともいわれる職業的な常備軍³⁷⁾に対して、
三万の市民兵による質素な軍を勧告するものに関わる。さらにここにおけるクロムウェル護国卿制の強力な軍事力の
懸念は、この三万のまさに職業的な常備軍が年間二十万ポンドまで支えることを認めたことにある。それは、この力
を背景として護国卿が議会を、(残部議会を解散させたごとく)支配し、かつ反対を鎮圧するために傭兵軍をつくるので
はないという懸念が起ったことである。いずれにせよ、それが数字上、三万に特定されている。われわれがここで
注意せねばならないのは、護国卿制体制のものが、堅固な常備軍としてのものであり、アマチュア的な『オシアナ』
のそれと区別される必要がある。更にこれは、議会の修正に服さない「ハリントンのそれは、議会の主権に服する」
と示す点にも、その強権的側面がうかがわれることとなる。

この条文は、確かに後半部分においてその税の手続き的手段や徴収などについて合意的に行うとしているが、それだけに足る信賴事項と関わるものでもあろう。とにかくわれわれは、ハリントンが護国卿に対して、自ら傭兵軍なしの民兵主義を基本線によって挑み、強力なクロムウェルの常備軍に対して、その軍事力の縮小を迫るものであることを確認するものである。

最後に、この条文については、ケニヨンによれば、「これらが議會修正に服さない」⁽³⁸⁾ことが懸念されるという。いずれにせよ、評議會を含む護国卿制執政部の執行権限は、ヘンリー八世のそれを遙かに凌ぐものであると言われる。

「第二八条」は、「前記の政府の年間歳入は、公的財務部に支払われ、かつ前記の使用のために支出される」⁽³⁹⁾という。これは、国家財政の管理および歳出の担当部署事項である。これも比較的に簡略である。

「第二九条」は、引き続き国家財政関連規定である。それは、「海陸の両方において極めて大規模な国防を維持させるものではなく、そこからなされた軽減があるならば、かくすることによって節約されたお金は、公共サーヴィスのために銀行に残すものとする。そのお金は、議會の同意によって、或いは議會の閉会期に、護国卿と評議會の主要部の同意による以外に、他の使用には用いられない」⁽⁴⁰⁾と示される。

ここでは護国卿体制の強力な軍事国家的側面への関心の強度とその財源の重要性を示し、その負担が大きな課題である側面が垣間見られる。しかしこの場合には、議會の同意を主として構成する規定となっている。

「第三〇条」には、この内戦や混乱的状况における軍事面の緊々の課題であるものが続く。それは「現在の戦争の海陸両面において、現在の異常な軍事費を負担するためのお金の徴収は、議會の同意によるものであって、他のもの

にはよらぬ。護国卿が海陸両面で対立となり得る、混乱と危険を防止するため、評議会主要部の同意によって、前記の諸目的のためにお金の徴収権を、最初の議定会合まで有する。護国卿は、税の手続き的手段が同じものについて議会になされるまで、権限が必要なところにおいて、法的拘束力を持ち、こうした諸国の和平と福祉のために、法なし命令 [laws or ordinances] を形成する権限をもつ⁴¹と規定する。

この条項では、徹底して軍事ないし国防事項によって説き起こされる。それは、武力を背景としたイギリス革命や対外戦争を念頭において規定し始める。当時の事件に関連して言えば、第一次対オランダ戦争（二六五二―一六五四）などを念頭に置いたものであり、広範な実戦を想定したものである。この条項は、そのために財政負担が避けられぬとみなし、その資金の徴収には、先の君主専制を他山の石として反省し、議会の合意にもとづく方針を規定する。しかし緊急時には議會を経ずして、護国卿が資金の調達権を有することを必要とみなし、関係諸国の平和と幸福のためには、緊急に拘束力をもつ法や命令を形成する権限をこの護国卿にもたせると定められる。とはいえそれは、強力な評議会との合意によるものと規定されることとなった。

しかしながら、われわれが確認しなければならぬことは、この護国卿期に海軍力が大いに増強されたことである。いずれにせよ、この当時の軍事的局面が重みを増しつつある背景を再度併せて確認することとなる。

「第二一条」は、次のように規定する。「共和国に属する議議会法ないし議議会命令によってなお売られず、あるいは処理されぬままにある、土地・保有財産・地代・印税・管轄権・ならびに遺産（森林や狩猟、ならびに同じもの「共和国」に属する名誉や莊園、ダブリン・コーク・キルダー・カーローの四州にある、アイルランドの反乱者達の土地、先の内戦におけるスコットランドの民衆によって没収された土地、および任務不履行者の土地を除く）は、その保有が護国卿に授けられ、護国

卿にかつ彼の継承者達（こうした諸国の護国卿達）に属され、かつ議会の同意以外に譲渡されない。

議会の権威によってイングランドの自由の管理者「Keeper」による負債・罰金・支給・特別な制裁金・および処罰と便益、確かなものと偶然なものは、護国卿の公的受領へと支払い得、かつ護国卿の名によって訴追するものとする⁴²」。

ここにおいて護国卿クロムウェルによつて、国王の土地の残り、および王権の他の特権が授けられもした。これも国王と同じ一人支配および同じ性格のものであろう。オシアナにおける將軍卿は、護国卿と同じく元首であるが、特に元首名によつてそれほど多く特定したりしない。

「第三二条」は、護国卿が死去した場合にはその後継者は、「一三人を定足数とする、評議会によつて選出される」と規定される。これは、オリバー・クロムウェルの死亡時に評議会がその後任の選出権限を与えられる。これも『章典』における軍士官達の重要な役割を規定するものである。

「第三三条」は、護国卿に、重要な国家元首の地位を与え、かつ実権をもたせるものと宣せられる条文と関わる。それは、「総司令官（Captain General）である、オリバー・クロムウェルは、イングランド・スコットランド・ならびにアイルランドからなる共和国、およびそこに属する領土の護国卿（Lord Protector）とし、それを終身とし、かつかくすることによつて護国卿と宣せられる⁴⁴」。

われわれは、前記のケニヨンが省略した、「終身制の護国卿」規定に注目する。これは、当時の「一人支配」（君主制）と「集団支配」（共和制）論議の文脈で示せば、君主に極めて近くなるものといえよう。

これこそ、ハリントンの議院内閣制的執政部が公職輪番制「一年任期を含む」などのものであるのとは決定的に異

なり、ハリントンによつて最も変革を望む条文の一つであろう。

「第三四条」は、「大法官・国璽尚書ないし国璽委員・大蔵卿 [Treasurer]・海軍総司令官 [Admiral]・アイルランドとスコットランドの総督 [Chief Governors]・ならびに両方の首席裁判官 [Chief Justices] は、議会の承認によつて選出される。議会の閉会期に評議会主要部の承認によつて、後に議会によつて承認される⁽⁴⁵⁾」と定める。

ここでのそれぞれの国務の担当高官長達は、極めて曖昧な用語である、「議会の是認」によつて選出されるものとした。われわれは、これら高官職名は、ハリントンのモデルと比較すれば、実際的であるが、『オシアナ』と類似的でもある。しかしこの条文は、オシアナモデルと同様な議会承認も付されているが、『章典』において裁判長などに関して役職名などが具体的となっている。

ケニヨンによれば、この条項において条文に示されぬ事項の場合には、他の全ての任命が護国卿によることが当然視される⁽⁴⁶⁾に違いないという。

「第三五条」は、宗教的寛容ないし良心の自由事項に関わる。それは、「聖書に含まれるごとく、キリスト教は、これらの諸国民の公式宣言として提示され、かつ推奨される。規定されるとすぐに、当該のものほど懷疑や論争もうけぬが、より確かとなり、有能にして苦勞する教師の激励や主張のため、民衆を教示するため、かつ健全な教義とは逆にどんなものであれ、かくして誤謬の発見と論駁のためになされ、かつこうした規定がなされるまで、現状維持「十分の一税」は、取り去られず、かつ弾劾されぬ⁽⁴⁷⁾」と規定される。

この条項はまず、国家の宗教的事項に言及し、キリスト教が国教としての位置づけが当然であるとし、かつその十分な論議を踏まえ、議論を尽くすことを前提とする旨を規定する。

更にこの革命期の重要な論点である、十分の一税は、その代替が決定されるまで支払いを継続するものとし、かつ国家の聖職の規則を要請されると宣言するものである。これも軍事財政国家による財源の確保を確立する制度化の一端を規定する。

「第三六条」は、前条に引き続いて宗教に関連し、以下の条文とともに宗教的自由を示すものである。「提示された公の信仰告白は誰も処罰によつて、或いは他の方法によつて強いられぬ。しかし宗教活動の努力（endeavors）は、健全な教義ならびに適切な対話事例によつてそれらを承知させるのに使われる⁴⁸」と規定する。

前の条文が十分の一税という、当時の大きな論争となるものを含むとは異なり、純粹な宗教上の寛容、良心の自由、更には宗教活動の自由を定めるものである。

「第三七条」は、宗教上の自由に関する二つのうちの最後の条文である。即ち、「例えば、イエス・キリストによる信仰告白をなすようなもの（しかし公に提示された教義・崇拜・或いは規律からの判断において異なる）は、制約されぬ。それは、人々がこの自由を、他方の民事上の権利侵害、および自分達の側で公的平和が実際上の混乱へと裏切られぬ場合なのである。この自由は、カトリックの告白の下で、放縦を提示したり、或いは実践したりするようなものにまで拡張しないことを条件とする⁴⁹」と謳われる。

この条項は、良心の自由を承認するものである。例えば、イエス・キリストによる神の信仰を告白する如きものに抗して強制力を行使することは、違法とされることを規定し、信仰告白において擁護され、かつその宗教的実践において擁護されるものである。ハリントンモデルのものは、宗教評議会などによつて、制度的には少し異なる形態で簡明に良心の自由を、憲法に規定する。最後にカトリック教徒に対する敵対的規定は、良心の自由の限界も示す。

とはいえ「第三八条」は、更に前の三つの条項を補足する規定である。それは「前記の自由に反する法、制定法、ならびに命令 [Ordinances]、および全てのいかなる法、制定法、或いは命令における条項も、無効とみなされる」⁽⁵⁰⁾と定められる。

これはまさに、清教徒革命と称せられる特徴を最大限に規定する側面と言える。即ち、宗教的、良心的自由は、最大限に制度的に確保しようとするものであろう。

続く「第三九条」は、ケニヨンによつて「長期議会によつて入れられた財政取り決めが確認される」として要約される。「第四〇条」は、「長期議会によつて引き受けられた条約と協定が確認される」⁽⁵¹⁾と言及されるものである。これらは動乱期ともいえる当時の状況において、それなりの秩序を保とうとする、象徴的規定であるともいえる。

残りの「第四一条」および「第四二条」は、この『章典』を高揚させる高邁な概念によつて飾られるものであり、条文の本質的内容の具体性を欠くものであるがゆえに、ここではケニヨンに従つて省略するものとする。⁽⁵²⁾

かくしてわれわれは、ハリントンがクロムウエルの一人の執政部型護国卿制の基本文書に抗して、前者が自らの集団指導型である新憲法構想を勧告するものとして『章典』を確認してきた。この公式文書は、当時の護国卿制体制が武力革命的状况を反映している。例えば、これは、オリバー・クロムウエルが権力をもつ絶頂期にある時に創案されたものである。更にこの『章典』は、その創案者の中心的人物が革命の核心を担う士官評議員団によつて書かれた。しかしそれは、たとえ議会派の大義「議会の役割の強化と国王大権の縮小、ないし王権の抑制」を掲げているけれども、勝利した原動力ともいえる、軍の力を背景として、成立した局面が垣間見られる。われわれは、条文として全て権威主義のみとはいえぬ側面があることも認める。とはいえわれわれは、それが実態としての軍の優位的側面からも

勘案して判断する視点も必要である。

いずれにせよ、われわれは、『章典』がハリントンの新憲法提案の内容から判断すれば、彼によつてはるかに挑まれる要素が多くあるとみなすものである。

〔注〕

- (1) J. Scott, *Commonwealth Principles*, Cambridge, 2004, p.288.
- (2) J.P. Kenyon, ed., *The Stuart Constitution*, Cambridge, 1986, p.300.
- (3) S.M. Gardiner, ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660*, Oxford, 1958, pp.405-17.
- (4) S.M. Gardiner, ed., *op. cit.*, p.405.
- (5) B. Worden, *God's Instruments*, Oxford, 2012, p.290.
- (6) S.M. Gardiner, ed., *ibid.*, p.405.
- (7) *Ibid.*, p.406.
- (8) *Ibid.*
- (9) *Ibid.*
- (10) *Ibid.*
- (11) *Ibid.*, p.410.
- (12) *Ibid.*, p.406.
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*
- (15) *Ibid.*

- (16) *Ibid.*
- (17) *Ibid.*, p.407.
- (18) *Ibid.*, pp.407-8; J.P. Kenyon, ed., *ibid.*, 1986, p.301.
- (19) S.M. Gardiner, ed., *ibid.*, p.413.
- (20) *Ibid.*, p.414.
- (21) *Ibid.*, p.410.
- (22) *Ibid.*, p.406 (この二つの文献の議会開催限度日数を以下のものも確認してゐる。P. Gaunt, 'Drafting the Instrument of Government', *Parliamentary History*, 8, n. 1, pp.38, 42).
- (23) J.P. Kenyon, ed., *ibid.*, p.309.
- (24) S.M. Gardiner, ed., *ibid.*, p.410.
- (25) *Ibid.*, p.410.
- (26) *Ibid.*, p.411 (J.P. Kenyon, *ibid.*, p.310).
- (27) *Ibid.*
- (28) *Ibid.*
- (29) *Ibid.* (J.P. Kenyon, *ibid.*, p.310).
- (30) *Ibid.* (J.P. Kenyon, *ibid.*, p.310).
- (31) *Ibid.*, p.412.
- (32) *Ibid.*
- (33) *Ibid.*
- (34) *Ibid.*, p.413.
- (35) *Ibid.*, pp.413-4.

- (36) *Ibid.*, p.414.
- (37) I.F.W. Beckett, *The Amateur Military Tradition*, Manchester, 1991, p.46.
- (38) J.P. Kenyon, *ibid.*, p.301 (G.D. Heath III, 'Making the Instrument of Government', *the Journal of British Studies*, 6, 1967, p.24).
- (39) S.M. Gardiner, ed., *ibid.*, p.414.
- (40) *Ibid.*, pp.414.
- (41) *Ibid.*
- (42) *Ibid.*, pp.414-5 (例として J.S. Wheeler, *The Making of a World Power*, Stroud, 1999, pp.13, 17, 18).
- (43) *Ibid.*, p.415 (J.P. Kenyon, *ibid.*, p.312).
- (44) *Ibid.*, p.416.
- (45) *Ibid.*
- (46) J.P. Kenyon, ed., *The Stuart Constitution*, Cambridge, 1986, p.301.
- (47) S.M. Gardiner, ed., *ibid.*, p.416.
- (48) *Ibid.*
- (49) *Ibid.*
- (50) *Ibid.*
- (51) *Ibid.*, pp.416-7.
- (52) *Ibid.*, p.417.

第四節 結論

われわれは、ハリントンの基本思想が当時の護国卿制体制に挑むという意味から急進的共和主義であると考ええる。本稿は、これを基本線としてハリントンの政治制度思想研究の視角から、彼の憲法モデルとその批判対象文書としての『統治章典』の対比を論じようとするものである。従って本節は、それらの要点を手短に示しつつ、立論の分析結果の筋道を示し、かつ補足を加えることとなる。

われわれはまず、序論において本稿の問題設定・基本的な仮説などを示した。従って本稿は、ハリントンが当時の強権的にして不安定な護国卿制体制に対して、急進的共和主義思想に基づき、かつ自らの思想に沿ったイギリス「オシアナ」共和国憲法モデルを制定するように迫るという。われわれは、ハリントンが自らの農地法と公職輪番制をはじめとした、市民兵主義や諸階級の均衡および統治の均衡と抑制などに重点を置く、上部構造を表す憲法を実行するように護国卿に勧告するという課題を設定した。

より具体的に言えば、われわれはまず、クロムウエルの護国卿制体制の基本的な制度的枠組みが『統治章典』などに基づくものと措定する。さらに『統治章典』の形成の背景が当時の比較的穏健な立憲君主制を構想する、『基本提案項目』、および急進的憲法改革を志向する、『人民協約』などにあったと仮定する。従ってわれわれは、第一にこの護国卿制制度を枠付ける、『統治章典』の形成とかわる二つの憲法提案文書の論点を示し、かつそれとの関連でその護国卿制憲法を検討する。本稿は、『統治章典』に対するハリントンの共和国憲法構想の枠組みを確認しつつ、かつ両方の関連を論理化しようとする。われわれは、日本において今までこの関連についてそれほど詳細には論理化さ

れていないという問題があると認識するものである。

第二節の「ハリントンのオシアナ共和国憲法モデル」において、本稿は、そのモデルの論点・基本法を含む基本原理・及び三十条からなる条文の概略を示した。われわれは、オシアナ共和国モデルを、二つの基本法、五つの章からなる条文項目とともに、それぞれ一体的に憲法の五つの基本思想や論点などを含むものとして解釈する。それについては、ハリントンの統治機構には、集団執政部制や議院内閣制モデルを当てはめ、護国卿制には一人の執政部モデルや強権型ないし状況即応型の「士官を含む」軍指導型モデルを当てはめようとすることに関わる。

イギリス革命前後期には、われわれは、王権神授説に基づく絶対君主制論・古来の立憲制としての三位一体「国王・貴族院・庶民院から構成されるもの」的混合立憲制論・古典的共和制が制度論的に論じられていたと想定する。われわれは、ハリントンの共和主義思想が、当時において絶対的権力からの自由を中心とした潮流の中にあつたと想定した。当時の共和主義思想は、君主なき共和制論や民主制論として論じられもした。かくしてハリントンによる自らの共和主義的制度理論構成は、自らの広範な集団指導型のもの護国卿制体制をその対比によって示すことが出来る。

第三節は、「ハリントンのオシアナ共和国憲法モデルの背景」と題し、ハリントンが自らの憲法モデルの標的としての『統治章典』を中心にその論点などを確認してきた。これは、当時の内戦の混乱状況の中で、あるべき統治の制度的枠組みおよび実現可能なものが探られてきた。発効した憲法の草案者達「ランバートらの軍士官団」が参考としたものにおいて、代表的なものの中の 하나가一六四七年の立憲君主制的にして実際の『基本提案項目』であつた『統治章典』が参考としたもののうちの一方は、当時の急進的レヴェラーズによつて主張された憲法改革であ

ると想定した。いずれにせよ、その両方は本稿において、実施された『統治章典』の参考となったことがそれなりに裏付けられたとみなされる。例えば、前者が一人支配型執政部型「を含む権力集中」立憲制論であったことである。そして『統治章典』は、『人民協約』の急進的な規定、実務的規定、更には数量的な規定的側面などについて、それぞれ部分的であるが、採用しているのである。

いずれにせよ、われわれは、『統治章典』が当時の内戦状況を反映した内戦の処理事項「軍事財政国家事項を含む」が実態的に多いことを示す結果を得た。更にわれわれは、こうした憲法形成関連文書を通じて、ハリントンがどの部分に挑んだかについて、その先行研究の援用も含め、それぞれのわれわれの憲法関連文書の検討によって従来よりも、制度的に明らかになった部分を付け加えるものである。

最後に本稿は、次のように結論づける。即ち、まずわれわれは、『統治章典』の統治システムが一人の執政部の名の下で、十数人前後からなる評議会によって補佐される、執政部を構成する権力集中型政体（議会を抑制するもの）と措定する。われわれは、それを「保守的にして現実主義な共和制」と名づける。これに対するオシアナ共和国モデルは、市民の自由のために、選出議会議員からなる広範な議会主義型統治システムを前提とした、執政部権力の抑制構想であるとみなす。従って、われわれは、クロムウエルの護国卿制に対して、ハリントンがオシアナ共和国モデルによつてオシアナの統治原理に従わせ、かつハリントンが新しいオシアナ共和国憲法を提案するものとして結ぶことになる。われわれは、前者に対してこれを「ラディカルな共和主義」と呼ぶものである。

☆参考文献

- ・ J.G.A. Pocock, ed., *The Political Works of James Harrington*, Cambridge, 1977.
- ・ J. Toland, ed., *The Oceana of James Harrington and his Works*, London, 1737.
- ・ J. Toland, ed., *The Oceana and Other Works of James Harrington*, London, 1771.
- ・ S.B. Liljegren, ed., *Harrington's Oceana*, Heidelberg, 1924.
- ・ H.F. Russell-Smith, *Harrington and his Oceana*, New York, 1971.
- ・ M. Nedham, *The Excellencie of a Free-State*, ed. B. Worden, Indianapolis, 2011.
- ・ M. Nedham, *The Case of the Commonwealth of England, Stated*, ed. P.A. Knachel, Charlottesville, Va., 1969.
- ・ C. Blitzer, *An Immortal Commonwealth*, New Heaven, 1960.
- ・ J.C. Davis, *Utopia and The Ideal Society*, Cambridge, 1981.
- ・ J.P. Kenyon, ed., *The Stuart Constitution: Documents and Commentary*, Cambridge, 1986, etc.
- ・ J. Scott, *Commonwealth Principles: Republican Writing of the English Revolution*, Cambridge, 2004.
- ・ B. Worden, *God's Instruments: Political Conduct in the England of Oliver Cromwell*, Oxford, 2012.
- ・ H. Reece, *The Army in Cromwellian England, 1649-1660*, Oxford, 2013.
- ・ B. Woodford, *Perceptions of a Monarchy without a King: Reactions to Oliver Cromwell's Power*, Montreal and Kingston, 2014.
- ・ S.M. Gardiner, ed., *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution, 1625-1660*, Oxford, 1958.
- ・ C.H. Firth and R.S. Rait, eds., *Acts and Ordinances of the Interregnum 1642-1660*, 3 vols., London, 1911.
- ・ J. Otteson, ed., *The Levellers*, 5 vols., Bristol, 2003.
- ・ Z. Fink, *The Classical Republicans*, Evanston, 1945.
- ・ B. Coward, *The Cromwellian Protectorate*, Manchester, 2002.

- ・ A. Sharp, ed., *The English Levellers*, Cambridge, 1999.
- ・ G. Burgess et al., eds., *English Radicalism, 1550-1850*, Cambridge, 2007.
- ・ R. Hammersley, *The English republican tradition and eighteenth-century France between the ancients and the moderns*, Manchester, 2010.
- ・ A. Woolrych, *Commonwealth to Protectorate*, London, 2000.
- ・ P. Little and D.L. Smith, *Politics and Parliaments during the Cromwellian Protectorate*, Cambridge, 2007.
- ・ J.S. Wheeler, *The Making of a Worldpower: War and Military Revolution in Seventeenth Century England*, Stroud, 1999.
- ・ 川出良枝編『主権と自由』（岩波講座「政治哲学」二）、岩波書店、二〇一四年）。
- ・ 浜林正夫『増補版 イギリス市民革命史』（未来社、一九七一年）。
- ・ 大澤麦「オリヴァ・クロムウェルの護国卿と成文憲法」（『法学会雑誌』第五十六巻・第一号、二〇一五年七月）。
- ・ 拙著『ハリントンの急進主義的共和主義研究―抑制と均衡の市民的国家制度思想―』（八千代出版、二〇一五年）、ほか。